

総務常任委員会資料
2026年（令和8年）6月19日
総務局総合安全対策室 地域安全対策担当

令和7年度の不当要求行為の概要について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条及び同条例施行規則第48条の規定に基づき、令和7年度不当要求行為の概要等を下記のとおり報告します。

記

1 不当要求行為の定義

職員に対し、本市事務事業又は当該職員の職務に関して違法又は不当な行為をするよう要求する行為、暴力的な行為その他職務の障害となる行為を用いて要望、提案等を行う行為その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為をいいます。

2 不当要求行為の件数、概要及び処理の状況

(1) 件数

3件

(2) 概要及び処理の状況

ア 行為者は、令和7年2月1日及び2月11日に、約475回にわたって、携帯電話から市役所の警備員室に電話し、要望や意見等ではなく、要領を得ない電話を繰り返し、職員の業務を妨害したとして、令和7年4月9日に、明石警察署が行為者を偽計業務妨害罪で通常逮捕しました。

イ 行為者は、令和7年9月13日に、あかし市民図書館において、市所有のサイドテーブル1台を足で蹴って破壊したとして、令和7年9月19日に、明石警察署が器物損壊罪で行為者を通常逮捕しました。

ウ 行為者は、令和7年11月25日、明石市役所新庁舎建設工事に関連して、施工業者に対して、自己が関係を有するダンプ業者を下請業者として参入させるよう複数回にわたって不当に要求したとして、令和8年1月19日に、明石警察署が行為者を強要未遂罪で通常逮捕しました。

(3) 近年の取扱い状況

内容 年度	総合安全対策室の 相談受理件数	カスタマーハラスメント 該当事案	不当要求行為 (認定数)
令和5年度	96件	52件	1件
令和6年度	168件	119件	3件
令和7年度	195件	127件	3件

3 不当要求行為に対する取り組み

- (1) 令和8年4月、「明石市職員カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定
- (2) 発生時に統一した対応が実践できるように対応マニュアルを新たに整備
- (3) 市民等にカスタマーハラスメントを周知するため啓発ポスターの作成、掲示
- (4) 職員個人のプライバシーを保護するために職員用名札の簡略化
- (5) 不当要求行為への的確な対応を目的とした職員研修の実施
- (6) 令和8年7月以降、出先機関(北庁舎やあかし保健所等)を対象に事前告知機能付き電話通話録音システムを順次導入予定
- (7) 原課所属の警察OB職員を総合安全対策室に兼務とし、情報の集約により早期に事案を把握し、複数の事案が同時に発生しても対応できる体制を強化
- (8) 各担当部署から広く相談を受理し、事案内容によって早期に警察等の関係機関と連携
- (9) 職員及び来庁者の安全確保を目的とした実践的な防犯訓練の実施

4 その他（令和8年度における不当要求行為の発生について）

- (1) 概要
行為者は、令和8年5月7日午後8時頃、ソーシャルネットワークサービス「X」のメッセージ投稿機能を利用して、同投稿欄に、「差し押さえは通告なくやるとのこと 当然テロも通告なく行われる」、「とりあえず、明日 明石市役所に御訪問してこよう」、「窓口は2階だが、投稿 #市長 7階以上におられる」、「議会は隣だね」等を投稿し、明石市長等を脅迫したとして、同日に明石警察署が行為者を脅迫罪で通常逮捕しました。
- (2) 行為者
明石市在住 50歳男性